

NPT 体制等貢献事業(ひろしまレポート作成事業)
業務委託に係る公募型プロポーザル説明書

平成25年5月
広島県地域政策局
平和推進プロジェクト・チーム

NPT 体制等貢献事業(ひろしまレポート作成事業) 業務委託に係る公募型プロポーザル説明書

NPT 体制等貢献事業を委託する事業者を選定するため実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

1 業務の内容等

- (1) 業務名：NPT体制等貢献事業
- (2) 委託期間：契約日～平成26年3月31日まで
- (3) 業務の内容：「NPT体制等貢献事業業務委託仕様書」(別紙)のとおり。
- (4) 予算上限額：5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

プロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

[形式的条件]

- 企業、NPO法人、公益・一般財団法人、公益・一般社団法人、財団法人、社団法人その他法人格を有する団体であること。
- 法人格を有しない団体であっても共同提案の主たる提案者が上記に該当する場合はこの限りでない。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)にもとづく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

[実質的条件]

- 軍縮・不拡散問題を専門とすることが可能な常勤又は非常勤の研究員を有し、軍縮・不拡散全般について、調査研究に必要な高度な知見を有すること。特に、核兵器不拡散条約(NPT)等の軍縮・不拡散条約や各国の軍縮・不拡散への取組状況に係る知見を有していることが望ましい。
- 海外の軍縮・不拡散関連の機関・団体・専門家や国内の軍縮・不拡散専門家との協力関係を有し、軍縮・不拡散問題に係る最新の国内外の議論をフォローしていること。

3 プロポーザル説明会の開催

プロポーザルに参加を希望する者は、この説明会に必ず出席すること。

- (1) 説明会参加申込書の受付期間：平成25年5月29日(水)午後5時まで(閉庁日を除く。)
に、「プロポーザル説明会参加申込書」(別記様式1)に必要な事項を記入の上、提出すること。
(FAX又は電子メール可)
- (2) 開催日時：平成25年5月30日(木)午前11時00分から
- (3) 開催場所：広島県庁本館404会議室(広島市中区基町10-52)

- (4) 申込先：広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL：082-513-2368（ダイヤルイン）
FAX：082-228-1614
電子メール：chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp

4 参加資格の確認

プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加資格確認に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限：平成25年6月3日（月） 午後5時（必着） ※持参又は郵送のこと。
- (2) 提出書類
- 「プロポーザル参加希望書」（別記様式2）
 - 印鑑証明書：受付日前3ヶ月以内に発行された正本
 - 登記事項証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたものの写し
 - 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表，損益計算書
 - 納税証明書：最新決算年度の確定申告の法人税，法人事業税の納税証明書の写し
本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し
 - 事業者の概要・組織資料（所属する軍縮・不拡散問題の専門家の経歴書を含む。）（既存のものでも可）
 - 本事業と類似した事業の実績一覧
 - 協力関係にある国内外の軍縮・不拡散関連の機関・団体・専門家の一覧

※ただし、広島県の平成24～26年物品・委託役務競争入札参加資格を持っている場合は、印鑑証明書、登記事項証明書、財務諸表、納税証明書は必要ないものとする。

※共同提案の場合は、主たる提案者以外の法人又は団体は、法人または団体の概要及び類似の事業実績等のみで可

- (3) 参加資格確認結果
参加資格を確認し、その結果を次のとおり通知する。
通知日：平成25年6月4日（火）
通知方法：参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。
※提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

5 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、NPT 体制等貢献事業業務委託仕様書の趣旨に沿って、次により提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成25年6月14日（金） 正午（必着） ※持参又は郵送のこと。
- (2) 提出書類
- 「企画提案書提出届」（別記様式3）
 - 企画提案書一式（任意様式）
 - ・表紙
 - ・企画提案書
 - ・事業予算見積書

- (3) 提出部数
企画提案書一式： 正本1部、副本7部
- (4) 作成に当たっての留意事項
 - 提出書類は、原則として、A4版・両面使用、縦置き横書き（横綴じ）とする。
ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは可能
 - 審査の公正を期すため、企画提案書の副本7部には、事業者名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。
なお、実施体制図などには、プロポーザル参加者名を「事業者等」と記載すること。
 - 企画提案書の作成について
「企画提案書の作成に当たっての留意事項」（別紙）のとおり。
- (5) その他
 - 参加申込書を提出した後に企画提案書の提出を取りやめる場合は、速やかに「辞退届」（別記様式4）を提出すること。
 - 企画提案書の製作・提出等に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
 - 提出された企画提案書は返却しない。（辞退届のあった場合も同様とする。）
 - 提出された企画提案書等は、受託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
 - 採用した提案は、広島県の方針により内容の一部を変更することがある。

6 質問の受付期間

プロポーザル説明会終了後、企画提案書の作成に際して疑義がある場合は、軽微な質問は口頭で回答するが、本公募全体に係る質問については、原則として、「質問票」（別記様式5）により問い合わせること。

- (1) 受付期間：平成25年5月30日（木）～6月7日（金） 午後5時
- (2) 提出方法：電子メール（メールアドレス：chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp）
- (3) 受付場所：上記3（4）の場所に同じ。
- (4) 回答方法：回答は、参加希望書提出者全員に対して、参加希望書に記載された連絡先に、随時、電子メールで通知する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (5) 受付期間以降の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

7 契約内容等

- (1) 契約期間：契約日～平成26年3月31日
- (2) 契約上限額：500万円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 契約方法：随意契約による。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準ずる。）
※県が最優秀案選定後、受託予定事業者と業務内容・委託料について協議の上、契約内容を確定する。
- (4) 契約保証金：契約保証金は免除する。
- (5) 委託料の支払い：精算払いとする。
- (6) 成果物：核兵器保有国等の核軍縮等に対する取組状況を調査・分析・評価した「ひろしまレポート」及び当該業務に関するデータ・資料一式

8 審査方法、最優秀者の決定等について

- (1) 審査内容：提出された企画提案書については、主に次のような観点から点数評価を行う。

○事業目的に対する理解度, 具体性・妥当性・優位性

○責任者及び団体の実績等からみた業務遂行能力, 研究等の活動実績

- (2) 審査方法：審査委員会において、提出された企画提案書の内容を審査の上、最優秀案を1者選定する。(6月下旬予定)
- (3) 通知：審査終了後直ちに、応募者全員に通知する。
- (4) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明：最優秀者として選定されなかった者は、その理由説明を求めることができる。この説明を求める場合は、平成25年6月24日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
これに対する回答は、平成25年6月26日（水）までに、書面により行う。

9 書類の提出先及び問い合わせ先

広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム（担当：坊田）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL：082-513-2368（ダイヤルイン）

FAX：082-228-1614

電子メール：chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp